繰り返される米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

本年、5月9日午前2時40分頃、本町宮城の町道において、米陸軍(キャンプ座間) 所属4等准尉(32歳)が、基準値の約1.5倍のアルコールが検出されたとして、道路 交通法違反(酒気帯び運転)の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

本町議会では、去る4月16日にも、同様の事件に対する抗議決議及び意見書を決議し、 関係機関に対し抗議要請したにも関わらず、再三再四、同様な事件が繰り返されることに 対し強い憤りを禁じ得ない。

飲酒による事件や事故のほとんどは、米軍が定めた勤務時間外行動の指針(リバティー制度)に違反していると言っても過言ではない。報道によると、2020年度に県内で発生した米軍関係者による事件事故のうち、(リバティー制度)に違反した疑いのある事案が27件あったことが分かった。内訳として、刑法犯10件、道路交通法違反17件となっており、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではない。日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティー制度の規制を強化すること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法 に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

令和3年6月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在日米陸軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事